

特命随意契約理由書

642

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（7月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和6年7月1日
※契約金額	2,623,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和6年7月1日から令和6年7月31日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	敬老会参加者用菓子の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	75 歳以上の方を対象とする区主催の敬老会実施にあたり、参加者のお土産として和菓子を配布する。
選 定 理 由	敬老会参加者用の菓子については、地域経済活性化対策及び 75 歳以上の高齢者が身近に口にする和菓子を選択することが事業の趣旨に合致するとの観点から、東京和菓子商工業組合の麹町支部・神田支部に所属する千代田区内の業者からローテーションで購入することとしている。購入にあたっては、単価の上限を定め、敬老会参加者の人気の高い商品とすることから、購入先が限られる。 今年度は麹町支部へ受注可能な業者の推薦を依頼したところ、麹町支部長から下記指定業者の推薦を受けたところである。 以上の理由により下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 鶴屋八幡 住 所 千代田区麹町 2-4
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 5 日
※ 契約金額	1,639,440 円 (消費税を含む)
納 入 期 日	令和 6 年 9 月 17 日
担 当 課	保健福祉部福祉総務課福祉総務係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区自転車活用推進計画（骨子）等策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、千代田区の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、千代田区自転車活用推進計画（骨子）を策定する。併せて安全で快適な自転車走行空間を整備することを目的とした千代田区自転車ネットワーク計画策定に向けた基本方針を策定する。策定に当たっては（仮称）千代田区自転車活用推進計画等策定協議会を立ち上げ検討を進める。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 6 年度 (令和 6 年 6 月 20 日付 192 号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第 8 条第 6 号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社建設技術研究所 東京本社 住 所 東京都中央区日本橋浜町 3-21-1
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 16 日
※ 契約金額	12,640,100 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 交通対策・監察係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	Copilot for Microsoft365 の調達
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	生成 AI を利用するため、Copilot for Microsoft365 を調達する。
選 定 理 由	Copilot for Microsoft365 については、Microsoft365 に付加されるオプション製品であることから、Microsoft365 の包括ライセンスに追加する方法で調達する必要がある、現在のライセンスの取引経路と同じ事業者から提供を受けることが求められる。 下記事業者は令和 4 年度に実施した全庁 LAN リプレースにおいて、業務用に導入されている Microsoft 365 ライセンスの調達に係る契約である「全庁 LAN システム構築機器等の賃借（2）」の契約の相手方であり、現在まで引き続き本区に当該サービスを提供している。現行サービスにより安定的に事務の効率化を実現していることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NTT・TCリース株式会社 所在地 東京都港区港南 1 丁目 2 番 7 0 号 品川シーズンテラス
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 1 日
※ 契約金額	6,487,360 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

664

件 名	子育て短期支援事業（子どもショートステイ・トワイライトステイ）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	保護者が、出産・疾病等により児童を自宅で養育することが困難になった場合、当該児童を宿泊（ショートステイ）または夜間（トワイライトステイ）に短期間継続して預かり養育することにより、区民の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図る。
選 定 理 由	下記事業者は令和元年度にプロポーザルにより選定され、区が賃借する物件において、区から運営費の補助を受けて、令和6年7月まで引き続き当該事業を実施する見込みの事業者である。 事業を実施する中で、補助金形式での運営では利用児童に関する情報共有や在籍園・学校等との連携などに課題があったため、令和6年8月から業務委託での実施に変更することが決まった。本事業の実施には児童福祉施設に準じた設備が必要なため、すでに区が改修・用途変更を行っているが、当該物件の貸主は、区以外に貸し付ける場合従前より事業実施してきた下記事業者しか認めていない。 また、令和元年度から現在までの事業実施状況は良好であり、下記業者以外に業務を委託した場合、物件確保にかかる初期費用や施設改修に伴う経費が新たに必要となる。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人福田会 児童養護施設広尾フレンズ 住 所 渋谷区広尾4-2-12
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 1 日
※ 契約金額	15,768,000 円（消費税を含む） ※ 従価法 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和6年8月1日から令和7年3月31日
担 当 課	児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

780

件 名	九段中等教育学校 学習用タブレット PC の賃貸借及び設定等業務 (再リース)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> (賃貸借)
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ICT 教育機器の賃貸借業務
選 定 理 由	下記事業者は、「九段中等教育学校学習用タブレット PC の賃貸借及び設定等業務」の落札業者である (2 千中等シ発第 331 号、契約期間：令和 3 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日) 36 ヶ月のリース期間が終了したところだが、来年度にリプレースを行う予定であり、延長しても機器の使用に問題ないことから授業で活用するため再契約をし、引き続き使用する。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NTT・TC リース株式会社 住 所 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 1 日
※ 契約金額	18,021,960 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

78 /

件 名	九段中等教育学校 ICT 教育用タブレット PC の賃貸借及び設定等業務（再リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （賃貸借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	ICT 教育機器の賃貸借業務
選 定 理 由	下記事業者は、「九段中等教育学校 ICT 教育用タブレット PC の賃貸借及び設定等業務」の落札業者である（2 千中等シ発第 227 号、契約期間：令和 3 年 2 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日）41 ヶ月のリース期間が終了したところだが、今年度 10 月にリプレースを行う予定であり、延長しても機器の使用に問題がないことから機器を授業で活用するため再契約をし、引き続き使用する。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 NTT・TC リース株式会社 住 所 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 1 日
※ 契約金額	22,409,640 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	Windows11 アップデート検証業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LAN における各システムの Windows11 への適応状況・改修箇所を確認することで、Windows11 アップデート作業に係る全体像を明確化することを目的とする。
選 定 理 由	下記事業者は、全庁LANシステム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、その後の運用保守業務及び各種拡張業務も引き続き行っている。 Windows11 への検証業務は、全庁 LAN 端末や全庁LANシステムに変更を加えるため、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 2 日
※ 契約金額	16,500,000 円 (消費税を含む)
契約 期 間	契約締結日の翌日～令和6年9月30日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

719

件 名	和泉小学校無線アクセスポイント設置作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	事務室と印刷室を統合し普通教室として利用、また主事室を事務室として利用するに当たり、各種ネットワーク機器の移設、再設定作業を実施する。
選 定 理 由	区立小中学校ICT学校教育システムのサポート・保守業務について、令和2年度に実施した公募型プロポーザル（令和3年3月17日、2千子指導発第999号決裁）の結果、下記内定業者に決定した。 この事業者がICT学校教育システムを開発し、システムネットワークの配線および機器等設定作業を行った。 本件、アクセスポイント設置作業はICT学校教育システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存のICT学校教育システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC営業部 所 在 地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 3 日
※ 契約金額	938,300
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和7年3月31日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区役所本庁舎議場照明器具交換業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区役所本庁舎 7 階議場天井照明の器具を交換する業務を行う。
選 定 理 由	本庁舎の P F I 事業終了に伴い、庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務、警備保安業務等の個別の業務の共通仕様に基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。 上記の通り契約締結した清掃業者の業務内にある議場照明器具清掃を実施する際、付随する作業として照明器具交換を依頼する。 本業務は照明器具交換作業を単体で行うよりも、清掃業務との連携を図ることにより効率的かつ臨機応変な対応が可能となる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 新東美装 住 所 東京都世田谷区上用賀 4 丁目 3 番 8 号
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 5 日
※ 契約金額	937,200 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 8 月 12 日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

725

件 名	シリコンバレー海外研修実地踏査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生徒が自分たちで課題を解決していく力等を養うため、令和7年度より実施計画をしている「九段探究プラン」のグローバル・STEAM・アントレプレナーシップのプログラムの1つである、シリコンバレー海外研修の実施に向けて、シリコンバレー周辺のGAFAMを含む最先端IT企業や大学の施設、STEAM教育のワークショップ、その他の研修場所など候補となる訪問先に本校の教員が出向いて調査を行う。
選 定 理 由	本件は、令和7年度より実施計画しているシリコンバレー海外研修のための実地踏査であり、以下の内容について調査を実施する。 ①シリコンバレー周辺のGAFAMを含む最先端IT企業への複数訪問 ②STEAM教育に取り組みグローバルに活躍する人材を輩出している上級学校への複数訪問 ③現地企業のCEO等との対面でのリアルミーティング ①～③のすべての調査に対応し、現地企業や学校と連絡・調整のできる事業者は特定されるため、下記団体を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	法人名 一般社団法人 Good Try JAPAN 所 在 地 東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号 桑野ビル2階
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 12 日
※ 契約金額	¥ 3554,640 - (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年11月7日
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

700

件 名	千代田清掃事務所浴室給湯設備の修繕
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 (物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田清掃事務所内に4台設置してある給湯器のうち、2号機にて缶体ピンホールにより水漏れがあることが原因で、基板・安全装置などが水没しエラー表示があるため、燃烧部・ガス部・水通路部・基板の交換を実施する。また3号機に関してもピンホールが発生する可能性が極めて高いため、2号機と同様の内容で予防修繕を行う。
選 定 理 由	千代田清掃事務所に設置している浴室給湯器は、(株)ノーリツ機器だが、千代田区内におけるノーリツ機器の修繕は、下記事業者が請負っている。また、修繕に際し、各装置の構造・操作に熟知しており、異常時の対応においても迅速な処置ができる。以上の理由から、下記の事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 (株)ケンコー 住 所 東京都港区白金台2-5-9
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 12 日
※ 契約金額	814,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年8月10日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	Copilot 導入業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	今後、千代田区の展開としてβ'モデルの移行に伴い、SaaS サービスをより活用していく方針を検討している。その推進の一環として、生成 AI (Copilot) を導入し、環境構築及び庁内展開をすることで、行政業務の効率化を目的としている。本件は、生成 AI (Copilot) の導入に伴う要件定義、基本設計、構築、テストを実施するものである。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 全庁 LAN 関連機器 (MS365 の環境を含む。) の構築・設定を行う事業者は、全庁 LAN システムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁 LAN システム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 17 日
※ 契約金額	726,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 8 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

761

件 名	保全抗告事件に関する法的支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
概 要	神田警察通り整備事業Ⅱ期自転車通行環境整備工事における工事区間への立入を禁止する仮処分決定の認可に対する保全抗告への対応を行う代理人として一切の活動をする件について委任する。
選 定 理 由	下記の弁護士は、昨年度本件に係る仮処分申立事件について委任契約を受託し、区の代理人を務め、仮処分の決定及び保全異議を受けての認可を受けている。本件はこの仮処分決定の認可に対して、債務者4人が申し立てた保全抗告における対応を区の代理人として行うものである。保全抗告における対応を行うためには、仮処分申立及び仮処分決定・認可までの経緯・詳細内容を熟知していることが必須である。上記の要件を満たす弁護士は下記の弁護士に限られることから、下記の者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称：弁護士 南木 みお 所在地：千代田区麹町1丁目8番1号半蔵門 MK ビル3階
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 19 日
※ 契約金額	1,220,000 円（消費税を含む） ※ 総価単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日から令和6年12月27日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

777

件名	九段小学校フェンス設置業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	九段小学校に隣接する東郷元帥記念公園において、公園改修工事に伴い公園敷地内法面部分に転落防止のためのフェンスの設置を予定している。九段小学校側の敷地法面についても同様にフェンスを設置することで、小学校側からの児童・園児の侵入を防止するなどの安全対策を行う。
選定理由	本件は、東郷元帥記念公園改修工事（第501号）での整備工程において、九段小学校との境界法面部分における転落防止柵設置と同時施工することで、より短期間での施工と設置物の安全性・強固性を確保する必要がある。短期間での施工が必要な理由としては、公園敷地と学校敷地との設置時期に空きが生じると、一定期間安全対策が何もされていない状態が発生することになり、それは児童・園児の安全上避けるべきことである。 また、公園改修工事施工箇所一帯は既に工事用囲いができており、関係する工事事業者のみしか出入り不可能な状態となっていることから、他の事業者での作業は困難である。 よって、東郷元帥記念公園改修工事（第501号）の請負者でもある下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 富士植木 住所 千代田区九段南四丁目1番9号
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 31 日
※ 契約金額	1,519,540 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	デジタル複合機インターネット側スキャン機能搭載業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	デジタル複合機のインターネット側でのスキャン機能を搭載する。
選 定 理 由	デジタル複合機の構築・設定を行う事業者は、それに係る保守含む複写等サービス業務を行っており密接不可分の関係にあり、この業務を複写等サービス業務受託事業者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：富士フイルムビジネスイノベーションジャパン 所在地：東京都江東区豊洲2-2-1
※ 契約年月日	令和6年7月1日
※ 契約金額	5,498,856 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年8月30日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	複合機 LAN2 ポート増設業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	現在、全庁 LAN システムにて利用している複合機のスキャン機能では、LGWAN 系のみで利用可能な状態である。本業務は、全庁 LAN システムにて利用している複合機のスキャン機能を、インターネット接続系でも利用可能にすることを目的として、複合機 LAN2 ポート増設業務を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 全庁 LAN 関連機器(複合機の環境を含む。)の構築・設定を行う事業者は、全庁LANシステムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所：東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 8 日
※ 契約金額	7,700,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 10 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区低所得世帯価格高騰特別支援給付金支給業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和 6 年度千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金の支給に関する電話や窓口での問合せ対応、書類の受付等の業務を行う。
選 定 理 由	令和 6 年度に新たに住民税非課税世帯等となった世帯に対して 1 世帯当たり 10 万円を支給し、さらにその中で 18 歳以下の児童を扶養している世帯に対して児童 1 人当たり 5 万円を支給する事業である。 下記事業者は、令和 5 年 7 月より、一連の千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金の支給業務を受託しており、業務内容は本業務内容とほぼ同様である。そのため、必要人員及び資機材の確保、従事者の教育訓練などの準備期間の短縮をはじめ業務実施体制の構成にあたり、他の事業者と比較して有利であることが認められる。 以上の理由により契約の相手方として下記事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社広済堂ネクスト 住 所 港区芝浦一丁目 2 番 3 号シーバンス S 館 13 階
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 16 日
※ 契約金額	7,920,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和 6 年 7 月 22 日から令和 6 年 11 月 29 日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	第 19 回ちよだ文学賞選考等業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	ちよだ文学賞の実施にあたって、文学に対する豊かな知識と客観性をもって、応募作品の中からちよだ文学賞にふさわしい作品を選考するとともに、最終選考会に出席する。
選 定 理 由	角田光代氏は、第11回ちよだ文学賞の選考から選考委員に就任している。下記事務所は、角田光代氏専属の個人事務所であり、氏の作家活動管理を行っているため、当該事務所を契約の相手とする。
契約の相手方	名 称 有限会社 角田光代事務所 住 所 杉並区上荻 3-15-17
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 19 日
※ 契約金額	500,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年8月 27 日
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区民体育大会実施に伴う設営・運営等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区民体育大会が、千代田区民のスポーツを楽しむ場となり、また地域交流を促す機会となるよう、大会に関する企画・運営を実施する。
選 定 理 由	1 プロポーザル実施年度 令和6年度（令和6年6月21日6千地生ス発第213号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 契約初年度であり、プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約相手方に指名する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ドウ・クリエーション 住 所 東京都千代田区岩本町三丁目10番4号
※ 契約年月日	令和6年7月1日
※ 契約金額	39,039,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年12月27日
担 当 課	地域振興部 生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

727

件 名	文書管理システムにおける移行データの抽出ほか業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	総合行政システムのリプレースに伴い、新環境下にてデータが過不足なく滞りなく業務を継続できるよう、データの抽出及び提供を受けることを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、現行の文書管理システムを稼働させている構築・運用保守事業者であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外ではデータ抽出作業が不可能である。また、データの過不足など問題が発生した際の解決策究明等の対処が困難になる等、業務の履行担保が確保できない。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	会 社 名 株式会社 NTT データアイ 所 在 地 東京都新宿区揚場町1番18号飯田橋ビル
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 12 日
※ 契約金額	1419,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 10 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

691

件 名	千代田区健康危機対処計画策定等支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「千代田区健康危機対処計画」の策定業務を支援する
選 定 理 由	当案件について、令和6年6月26日に公募制指名競争入札を行ったが、予定価格以内での応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 住 所 東京都港区虎ノ門五丁目11番2号
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 17 日
※ 契約金額	5,498,955 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
担 当 課	地域保健課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

816

件 名	産学等による区立学校支援スキーム構築支援業務
種 類	工 事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、学校と産学等との連携(出前授業・職場体験・職場訪問・部活動支援※)について、学校側のニーズと産学等側のニーズをいかにマッチングさせるか、産学等側が提供するサービスを学校が求める水準までどのように高めるか、持続可能な連携関係の維持方法など、連携に係る仕組みについてその最適なスキームを構築するものである。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 令和6年 7月18日付 6千子子総発第200号 令和6年度業務開始 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3. 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 : 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 所在地 : 港区虎ノ門五丁目11番2号
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 30 日
※ 契約金額	7,975,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から 令和7年3月31日
担 当 課	子ども 部 子ども総務 課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	定額減税補足給付金（調整給付金）事業にかかるシステム開発業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和6年度に実施する所得税及び個人住民税における定額減税措置と一体措置として、減税額が課税額を上回る納税義務者に対して、補足給付金を支給する。当該給付の支給にあたっては既存のシステム等をもとに簡素な仕組みで迅速かつ的確に給付するため、対応するシステムを総合住民サービスシステムの一機能として追加する。
選 定 理 由	本件は、基準日等の要件を満たす対象者を住民基本台帳及び課税台帳に記録されている区民から抽出して、支給確認書や支給決定通知等の作成を行うものである。 定額減税補足給付金支給事務を迅速かつ効率的に実施するため、既存の総合住民サービスシステムの改修により定額減税補足給付金に対応する機能を追加する。追加する機能は既存の総合住民サービスシステムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者がプログラムの増設・追加等を履行することは不可能である。 以上の理由により、総合住民サービスシステムの構築・開発業者である下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 10 日
※ 契約金額	5,207,510 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和6年12月31日 まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項

特命随意契約理由書

722

件 名	九段中等教育学校適性検査問題の印刷
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （印刷）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	九段中等教育学校適性検査問題を印刷し、梱包したものを所定期日（検査日2営業日前）までに納品する。
選 定 理 由	適性検査問題の印刷にあたっては、万全な機密保持体制、直前の問題変更等にも迅速に対応できる体制が必要であり、機密印刷専用工場を保有している等のセキュリティ対策に万全を期して、情報の安全性を確保する必要がある。 加えて、入学選考実施日である2月3日前後は入学選考が集中する時期であるため、この時期に専用工場を確保でき、なおかつ安全性を担保できる等の条件を満たし得る業者を見つけるのが極めて難しい状況にある。 また、適性検査の実施にあたり、受験生からの疑義を招くことがあってはならず、特に問題内容の漏えいが発生した場合は、入学選考の公平な実施を果たせなくなるだけでなく、学校への信用が失墜することとなることから、契約行為も入学選考実施までは秘密にする必要がある。 今年度は昨年度までの委託業者から都合により見積辞退の申し出があり、他業者をあたった結果、上記のような本契約のための様々な条件を満たす業者は管見の範囲では、下記1社のみであった。上記のとおり、適性検査の性質上、競争入札にはなじまず、また予算額として設定している昨年度までの契約額と比較しても安価な価格での契約が見通せることとなっている。 以上の理由から、令和7年度九段中等教育学校入学者選考を実施するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 瀬味証券印刷株式会社 住所 東京都千代田区五番町3番地1

※ 契約年月日	令和 6 年 7 月 11 日
※ 契約金額	2157,672 円 (消費税を含む)
	※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年1月31日まで
担当課	千代田区立九段中等教育学校
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。